

第 III 編

基本計画

第 1 章 保健・医療・福祉

第 2 章 教育・文化

第 3 章 環境共生

第 4 章 都市基盤

第 5 章 産業振興

第 6 章 行財政改革・市民参画

第 1 章

保健・医療・福祉

地域ぐるみでつくる健康・支えあう福祉のまち

- 1. 健康の増進と予防医療の推進
- 2. 地域完結型保健医療体制の構築
- 3. 子育て支援の充実
- 4. 障害者福祉の充実
- 5. 高齢者福祉の充実
- 6. 地域福祉の推進

1. 健康の増進と予防医療の推進

現状と課題

少子高齢化とともに、生活や労働スタイルの多様化が進み、食生活や居住環境の変化、心身へのストレスなどによる生活習慣病や慢性疾患、精神疾患などが増加しています。地域で健康の増進に取り組むためには、関係機関や専門家だけでなく、市民一人ひとりが生活の改善やこころの健康づくりを進めるとともに、予防医療を推進する必要があります。

基本方針

市民一人ひとりが心身ともに健康でいきいきと暮らすために、市民自らが健康増進に積極的に取り組めるよう、地域ぐるみの環境づくりを推進します。

こころの健康づくり、生活習慣病の予防、疾病の早期発見と対応のための健診体制の充実を図ります。

施策の概要

● 健康の増進と予防医療のための体制確立

健康増進計画を策定し、市民への適切な情報提供と、市民が自ら取り組む健康増進、予防医療を推進します。

● 健康づくりのための施設整備

「南魚沼市健康の杜構想（仮称）」を策定し、市民一人ひとりが健康づくりに積極的に取り組めるよう、既存施設の利活用や今後の機能整備を推進します。

主要な事業

■ 健康増進計画の策定と推進

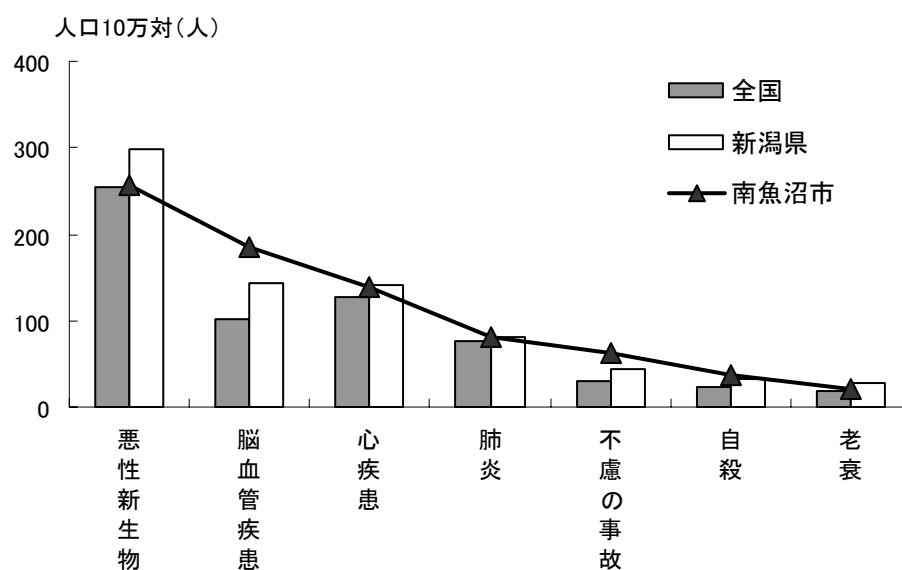
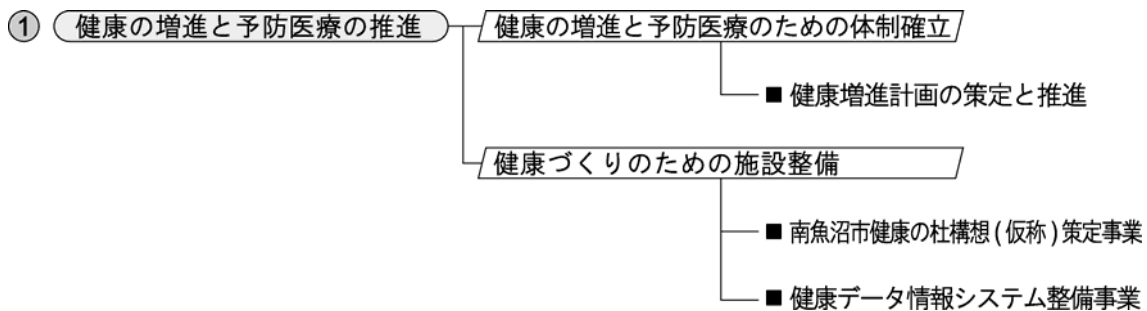
市民が主体となる健康づくりのための取組みを、総合的かつ実践的に行うために「南魚沼市健康増進計画」を策定し、地域全体の健康増進を計画的に推進します。

■ 南魚沼市健康の杜構想（仮称）策定事業

保健・医療・福祉サービスの有機的な連携体制の整備充実を目的とした旧大和町の「ゆきぐに健康の杜構想」を基本理念として「南魚沼市健康の杜構想（仮称）」を策定します。

■ 健康データ情報システム整備事業

市民の保健・医療・福祉に関するさまざまなデータを「健康データバンク」として一元管理し、プライバシーに配慮しつつ市民サービスの向上を図ります。



平成16年死因別死亡率の比較(南魚沼市・新潟県・全国)



「筋力づくり教室」の様子(働く婦人の家)

2. 地域完結型保健医療体制の構築

現状と課題

地域で安心して暮らし続けるためには、必要に応じた適切な医療が地域で受けられる体制が必要です。現在、市内には、ゆきぐに大和病院、城内病院の市立病院と、県立六日町病院、市立中之島診療所があります。また、民間の2つの病院と20の診療所があります。

基本方針

基幹病院を中心とした、一次（入院治療の必要がない比較的軽症の患者）・二次（手術・入院治療を必要とする重症患者）・三次（二次医療では対応できない高度な処置を必要とする重篤救急患者）医療のネットワークと、保健、福祉との連携によって、地域の生活に根ざした医療を受けられる体制を構築します。

施策の概要

● 地域完結型医療体制の構築

基幹病院を中心とした医療ネットワークによって、だれもが安心して生活できる、地域で完結した質の高い、効率的な医療体制を構築します。

● 地域医療の推進

保健・医療・福祉の連携をさらに強化、拡大し、市民の生活に根ざした地域医療を推進します。

主要な事業

■ 南魚沼市健康の杜構想（仮称）策定事業（再掲）

保健・医療・福祉サービスの有機的な連携体制の整備充実を目的とした旧大和町の「ゆきぐに健康の杜構想」を基本理念として「南魚沼市健康の杜構想（仮称）」を策定します。

■ 総合的医療体制整備事業

高度救急医療が提供できる基幹病院を中核とした一次医療、二次医療、三次医療の供給体制整備を推進します。

■ 総合保健福祉センター整備事業

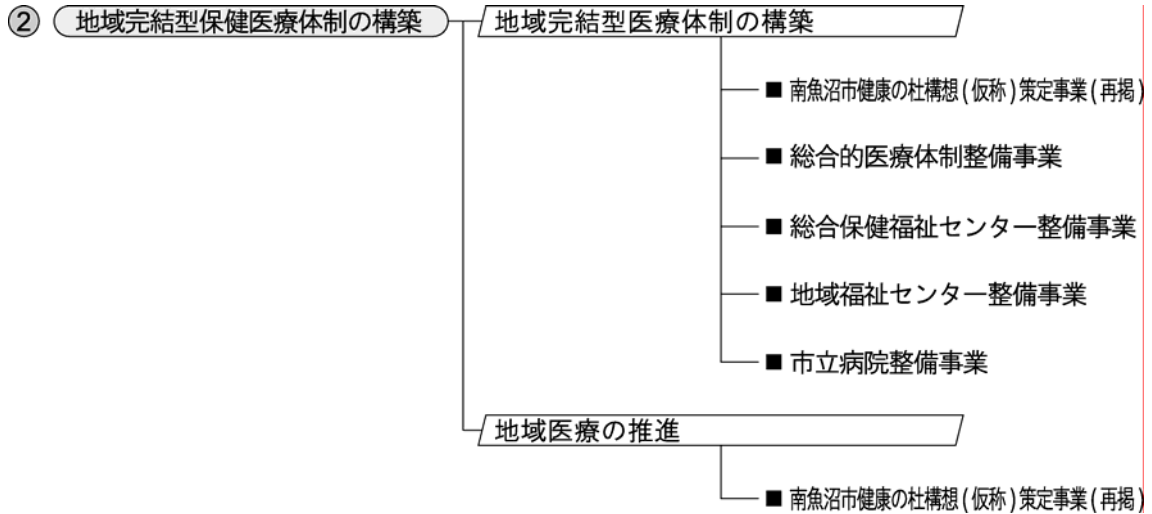
市民にとって利便性の高い保健福祉サービスを提供するため、保健・医療・福祉の機能を統括し、各地域福祉センターの核となる総合保健福祉センターを整備します。

■ 地域福祉センター整備事業

既存施設の利活用を含め、各地域の福祉センター整備を検討し、身近な保健福祉体制の構築を推進します。

■ 市立病院整備事業

良質な医療環境を提供するため、老朽化が著しいゆきぐに大和病院、城内病院の改築を検討します。



市立ゆきぐに大和病院

市内の公立病院等の概要

市立ゆきぐに大和病院	<p>【診療科目】内科・循環器科・呼吸器科・腎臓科・外科・胃腸科・肛門科・小児科・整形外科・リウマチ科・形成外科・婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・精神科・皮膚科・神経内科・泌尿器科・麻酔科・リハビリ科・放射線科・歯科・小児歯科・矯正歯科・口腔外科・和漢診療科・鍼灸・人工透析</p> <p>【許可病床数】一般病床 161 床、療養病床 38 床</p>
市立城内病院	<p>【診療科目】内科・皮膚科・各種健診</p> <p>【許可病床数】一般病床 21 床、介護療養病床 4 床</p>
県立六日町病院	<p>【診療科目】内科・神経内科・小児科・外科・整形外科・脳神経外科・産婦人科・耳鼻咽喉科・眼科・皮膚科・泌尿器科・リハビリテーション科・麻酔科・歯科口腔外科</p> <p>【許可病床数】一般病床 199 床</p>
市立中之島診療所	<p>【診療科目】内科・外科・小児科・皮膚科</p> <p>【許可病床数】なし</p>

(平成 18 年 3 月現在)

3. 子育て支援の充実

現状と課題

南魚沼市では平成7年をピークに、年々人口が減少し、平成30年頃には6万人を下回ると推計されています。また、0歳～14歳の年少人口も年々減少しており、少子化が進行しています。現在、市には27の保育園（市立25・私立2）があり、平成12年～17年では待機児童はいません。保育園では通常保育に加え、延長保育、一時保育、乳児保育、障害児保育、地域子育て支援センター^{*1}のサービスが行われていますが、休日保育、病後児保育は実施されていません。幼稚園は市立1園、私立2園で、園児数は減少傾向にあります。9箇所にある学童クラブの利用児童数は増加傾向にあります。今後、保育サービスへの需要の多様化が考えられ、子育て環境の充実のためにも、施設やサービスの一層の充実が必要です。

基本方針

地域や家庭における子育ての重要性を踏まえ、子どもたちの成長段階に応じた、より良い子育て環境をつくるため、保育施設の設備機能向上や、多様な保育サービスの提供を推進し、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の改正^{**2}をうけ、児童虐待等の予防と要保護児童の支援を推進します。

施策の概要

● 地域における子育て支援

「生まれてくれてありがとう 育ててくれてありがとう のまちづくり」をテーマとする南魚沼市次世代育成支援行動計画に基づき、地域ぐるみの子育て機能の再生を図り、地域で子どもを「産み」「育て」やすい環境整備を計画的に推進します。

● 保育サービスの拡充

安心して子育てできる環境づくりのため、市民の多様なニーズに対応したきめ細やかな保育サービスの充実を図ります。また、就学前児童だけでなく、学童保育サービスの充実も図ります。

● 要保護児童支援体制の充実

家庭での子育てを支援する相談窓口を中心として、要保護児童支援のネットワーク構築を推進します。

主要な事業

■ 相談窓口整備事業

家庭児童相談窓口を設置し、県の児童相談所と連携しながら相談対応の充実を図ります。

■ 子育て支援事業（地域子育て支援センター事業）

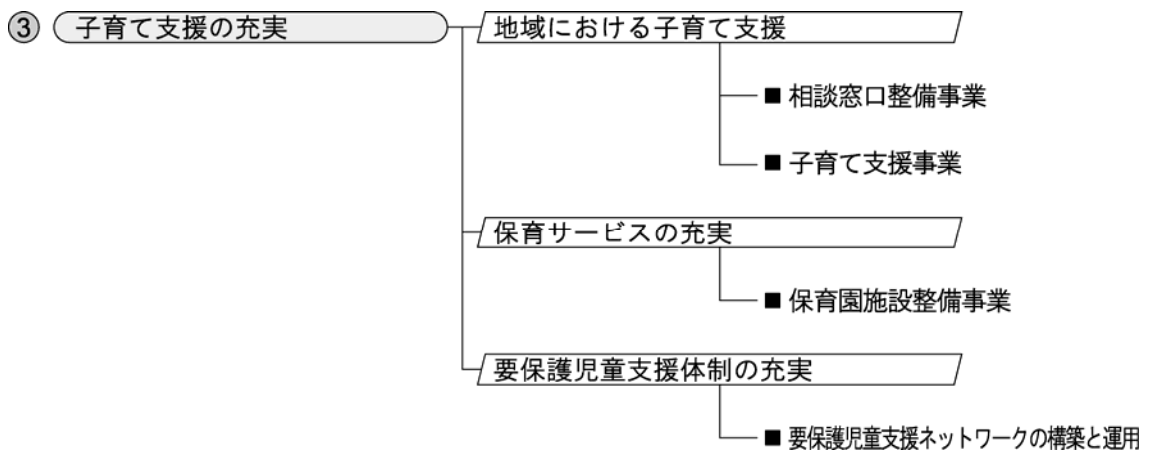
在宅の乳幼児や親子を対象に、子ども同士のふれあいや、遊びの場を提供し、子育て相談や情報提供、サークルの育成など、子育て支援を総合的に行う場の充実を図り、施設の整備を推進します。

■ 保育園施設整備事業

保育へのニーズに対応し、質の高い安全で衛生的な保育環境をつくるために、施設の整備と改修を計画的に推進します。

■ 要保護児童支援ネットワークの構築と運用

地域における児童虐待の防止や相談体制の確立、問題の早期発見と解決などを目的とした「児童虐待防止ネットワーク」を基本に、より総合的な対応が可能なネットワークを、子育ての関係者、保健所、警察署を含めた連絡、連携体制で構築し、運用を図ります。



子育てサークルの活動
(子育てサークル「すくすくフレンド」)

市内各保育園で利用可能な保育サービス

区分	園数	延長保育	休日保育	障害児保育	病後児保育	一時保育	地域子育て支援センター
市立	25	11	0	24	0	3	4
私立	2	2	0	2	0	1	1

(2005年12月現在)

【資料：南魚沼市子育て支援課】

※1 地域子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等の育児についての指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭への育児支援を行う機能。

※2 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の改正

従来、児童虐待に係る通告先は、県福祉事務所若しくは児童相談所に限られていたが、法律の改正により、市民にとって最も身近な市が通告先として加えられた（平成17年度より）。

4. 障害者福祉の充実

現状と課題

南魚沼市には5つの障害者施設があり、約100人の障害者が利用しています。本市で暮らす障害者は約2,500人で、年々増加傾向にあります。また、そのうち、約95%は在宅で療養しています（平成17年11月）。

障害者それぞれが必要とする介護、介助を適切に受けられる体制をつくるとともに、在宅で療養しながら、地域で自立した生活を安心して続けることができる体制を確立することが今後の大きな課題です。また、そのために社会、経済、文化など多くの分野での社会参加を促し、就労・就業の場を拡充することが必要です。

基本方針

障害者それぞれの多様なニーズに適切に対応できるサービスの充実を図ります。在宅で療養しながら、地域で自立した生活を安心して続けることができる体制と、障害者への誤解や偏見のない地域づくりを進めます。

施策の概要

● 障害者支援の推進

ノーマライゼーション[※]の理念に基づき、障害者が地域でいきいきと生活できるよう、生活・職業訓練などさまざまな支援の拡充と推進を図ります。

● 障害者福祉の計画的推進

障害者福祉計画を策定し、障害者福祉を計画的に推進します。

主要な事業

■ 障害者支援センター整備事業

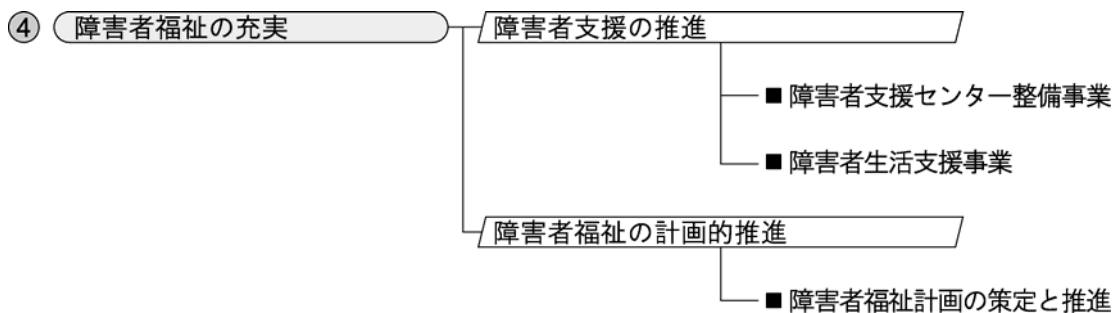
障害者福祉サービスの総合的な支援窓口として、障害者支援センターを整備するとともに、サービスの均衡を図るため、各地域に支所的機能が果たせる体制を整備します。

■ 障害者生活支援事業

創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施します。

■ 障害者福祉計画の策定と推進

障害者福祉の総合的な向上を計画的に行うために障害者福祉計画を策定し、地域で共に生き、働き、交流する地域づくりを推進します。



子ども体験事業（車イス体験）



障害者週間記念事業（作品の展示と即売）

※ ノーマライゼーション【normalization】

社会において、高齢者、身体障害者、知的障害者等を特別な存在とするのではなく、健常者とともに助け合いながら、普通の生活を送ることができる社会こそ正常な社会であるという考え方。

5. 高齢者福祉の充実

現状と課題

南魚沼市の65歳以上の人口は増加傾向にあり、現在、全人口の24%以上を占めています（平成17年11月）。平成37年には全人口の30%以上を占めることが推計されており、今後さらに高齢化が進むことが予測されます。

高齢化の進行に伴い、高齢者福祉の必要性がさらに増すと考えられます。それぞれのニーズに対応した介護・介助サービスを適切に提供する体制をつくとともに、介護が必要な状態になることを防ぎ、生きがいを持って、住みなれた地域で元気に暮らし続けられるよう、取組みを進めることが課題です。

そのためには、要介護にならない、要介護になった場合にも、寝たきりにならないための生活支援が必要です。また、地域の中でいきいきと働き続けられる環境づくりが必要です。

基本方針

家庭や健康の状態など、利用者の状況やニーズに対応した在宅福祉サービス、施設福祉サービスの充実に努めるとともに、市民、行政、関係機関が協働して、地域で見守り、支えあう環境づくりに努めます。

住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続け、生涯現役で充実した生活がおくれるよう、生涯学習や世代間交流、就労・就業機会の場の拡充など、豊富な経験や知識を活かした社会参加を支援します。

施策の概要

● 高齢者の技能を活かした生涯現役の支援

高齢者が自らの経験や技能を活かし、生涯現役で社会参加ができるよう支援を推進します。

● 介護サービスの充実

利用者のニーズや介護技術の進歩を的確に捉え、介護サービスの充実と自立支援の体制強化を推進します。

● 世代間の交流活動の支援推進

高齢者が地域でいきいきと暮らし、こころとからだの健康を維持できるよう、世代間の交流活動支援を推進します。また、異なる世代の活発な交流によって、それぞれの世代が抱える問題や課題を一緒になって解決できる体制整備を図ります。

主要な事業

■ シルバー人材センターの活用

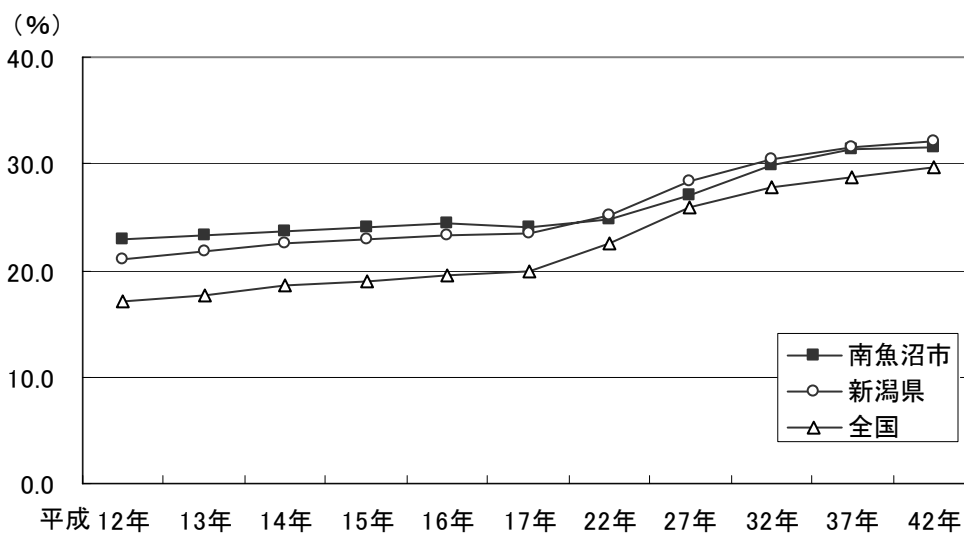
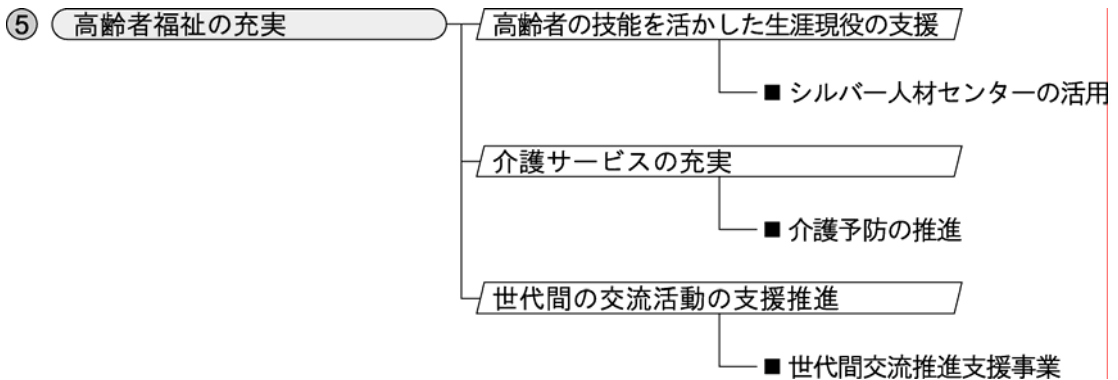
高齢者が自らの経験や技能を活かし、生涯現役で充実した生活を送れるよう、南魚沼シルバー人材センターの活動を支援します。

■ 介護予防の推進

市内3ヶ所の地域包括支援センターを中心に、介護予防等の地域支援事業を推進します。

■ 世代間交流推進支援事業

ふれあいサロン等の高齢者支援と子育て支援活動により、市内の地区集会所の相互利用を図りながら世代間交流を推進します。



高齢化率の推移 (南魚沼市・新潟県・全国)

【H16年まで国勢調査・H17以降は推計値】

6. 地域福祉の推進

現状と課題

住み慣れた地域で生涯を安心して暮らし続けるためには、地域住民相互の日常のつながりが重要な役割を果たします。しかし、少子高齢化の進展や、都市化の進行などにより、地域社会への関心や連帯感の希薄化が危惧されています。

南魚沼市では、社会福祉協議会をはじめとして、さまざまな市民や福祉団体が主体となり、地域福祉活動に取り組んでいます。

今後はこれらの市民や福祉団体の支援、行政とのパートナーシップを強化し、地域福祉を総合的かつ計画的に推進することが求められます。

基本方針

全ての市民が生涯を安心して暮らせる地域社会を構築するため、地域福祉計画※を策定し、児童、障害者、高齢者などをはじめとするすべての市民の、多様化・高度化するニーズに対応できる総合的な福祉サービスの提供を推進します。

保健・医療分野と連携しながら、福祉サービスの充実を図るとともに、福祉施設の機能を充実し、地域福祉の拠点としての機能向上を図ります。

社会福祉協議会、民生児童委員、ボランティアなどの市民活動団体、地域住民の積極的な参画と相互連携を支援し、福祉サービスを必要とする市民の自立を地域全体で支えあう仕組みづくりを推進します。

施策の概要

● 地域福祉の計画的推進

地域福祉計画を策定し、地域福祉を計画的に推進します。

● 社会福祉団体との連携・支援の推進

地域福祉の充実を図るため、社会福祉団体との連携と支援を推進します。

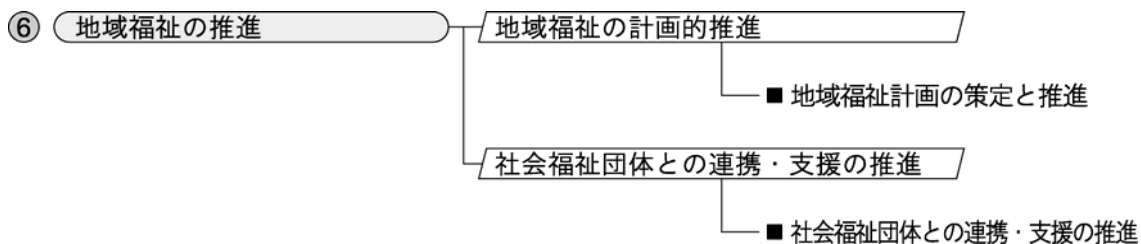
主要な事業

■ 地域福祉計画の策定と推進

だれもがいきいきと地域で暮らし続けるために、互いに助けあい、支えあう、すべての市民を対象とした多様な福祉を、市民、事業者、行政が一体となって支える地域づくりのために地域福祉計画を策定し、その推進を図ります。

■ 地域福祉団体との連携・支援の推進

社会福祉協議会、シルバー人材センター、民生・児童委員、老人クラブ等の各種団体と連携し、地域福祉の推進に努めます。



民生児童委員の活動（子ども体験事業）


※ 地域福祉計画

地域住民に最も身近な行政主体である市区町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備することを目的とした計画。

第2章

教育・文化

学ぶ喜び・文化をはぐくむ喜びのあるまち

- 
1. 学校教育の充実
 2. 生涯学習の充実
 3. 地域・家庭教育の充実
 4. 地域文化の振興
 5. 生涯スポーツの推進
 6. 野外・環境教育の推進
 7. 共感と共生のまちづくり

1. 学校教育の充実

現状と課題

少子化の急速な進行や、子どもたちを取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、一人ひとりの個性を重視し、自ら学び、考え、行動できる能力の育成が学校教育に求められています。また、国際化や情報化など、時代の変化に対応した教育を推進する必要があります。

南魚沼市には、4つの県立高校や、医療系専門学校である北里大学保健衛生専門学院、大学院大学である国際大学など、特色ある高等教育機関があり、基礎的学習から高度な教育まで、充実した教育が受けられる環境整備に取り組んでいます。

基本方針

子どもたち一人ひとりが自ら学び、考え、行動できる能力の向上を図るとともに、いきいきと学校生活がおくれるよう、教育環境の整備・充実を図り、心豊かでたくましい児童・生徒を育成します。

教職員の資質と指導力の向上に努め、社会のニーズや変化に的確に対応できる教育の充実を図り、次世代を担う個性豊かな人材を育成します。

いじめ、不登校、家庭内暴力や登下校時の安全確保等複雑かつ深刻な教育課題に積極的に対処し、互いを思いやり、命を大切にする「こころの教育」の充実に努めます。

施策の概要

● 学校教育内容の充実

子どもたちを取り巻く環境の変化に対応しながら、学力と生活力を向上させる学校教育を充実させます。また、地域の特性を活かし、地域住民と連携しながら、たくましい子どもたちの育成に努めます。

● 学校教育施設の整備

子どもたちがいきいきと安全に学習に励めるよう、児童・生徒数の動向を捉えながら、災害に強く、安全な教育施設の計画的、効果的な改築・改修を進めます。

● 小・中学校教育の連携強化

子どもたちが、より充実した学習ができ、楽しい生活がおくれるよう、小・中学校間の相互連携を一層促進し、継続性・接続性の円滑化を図ります。

● 高等教育との連携・交流支援

地域の高等教育機関と連携した学習機会や、文化交流などの取組みを推進します。

主要な事業

■ 特色ある学校づくり推進事業

学校が、主体的かつ自立的な運営によって行う地域に根ざした特色ある教育を支援します。

■ 特別支援教育事業

地域と連携した特別支援事業（障害児への支援事業）の充実を図るために、介助員の充実、教育支援ボランティア制度の充実を推進します。

■ 教員の資質向上

教職員の資質と指導力の向上をめざし、学習指導センターのさらなる充実を図ります。また、県内外の先進校への視察や研修会への参加に対する助成を実施します。

■ 老朽施設改築事業

施設の状態を調査し、老朽化した学校施設・設備の改修を行います。

■ 老朽施設大規模改修事業

新耐震基準以前の基準で整備された建物について、耐震診断を早急に実施し地震災害に強い施設整備を推進します。

■ 幼稚園施設整備事業

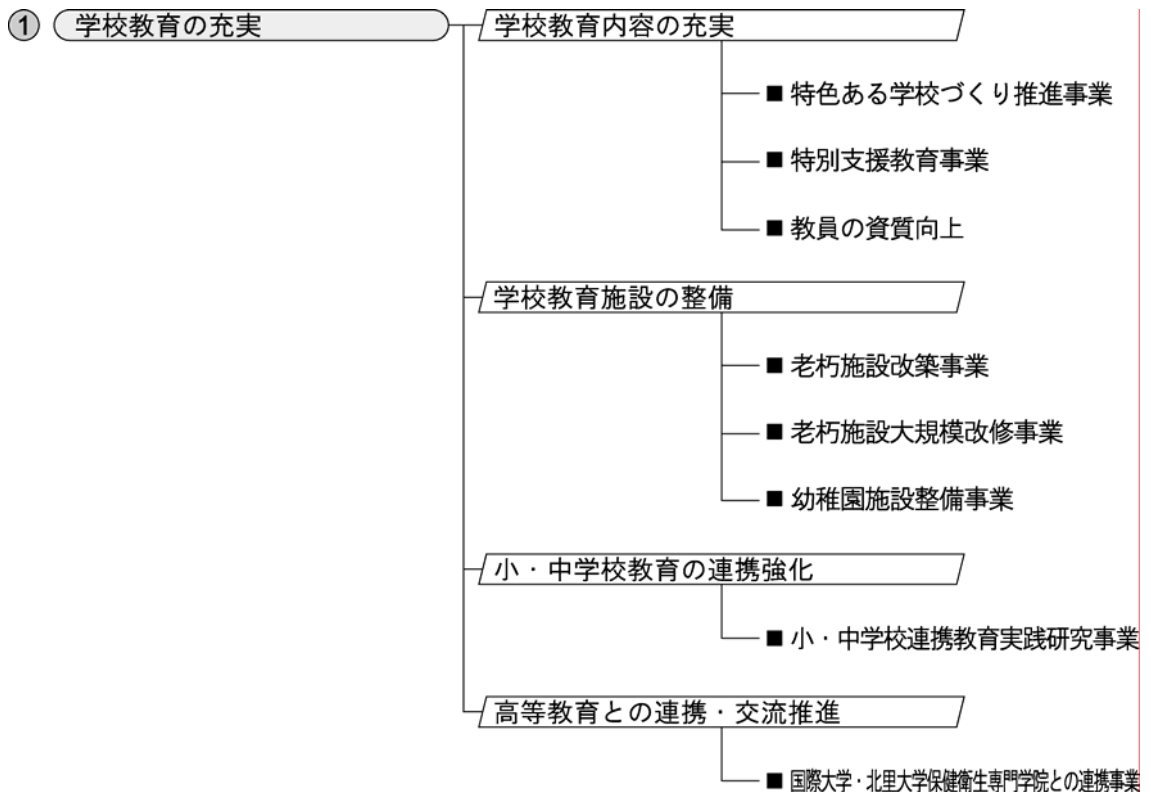
施設の老朽化が進んでいるため、教育環境整備を進めながら幼児教育を推進します。

■ 小・中学校連携教育実践研究事業

小・中学校9年間を見通し、「自立・自律」をはぐくむために、学校・地域・関係機関の「連携」と「かかわり」のあり方について研究と実践を行います。

■ 国際大学・北里大学保健衛生専門学院との連携事業

幼稚園、小・中学校と高等教育機関との相互連携や交流事業を推進します。また、語学教育への国際大学留学生の登用を促進します。



2. 生涯学習の充実

現状と課題

南魚沼市では、市民の教養の向上と地域の活性化を図るため、公民館事業を中心として、各種講座、講演会、セミナーなど、社会の動向や市民のニーズに即した生涯学習の充実に取り組んでいます。しかし、社会のめまぐるしい変化や市民の学習意欲の高揚に伴い、生涯学習へのニーズの多様化が進むなか、社会情勢とニーズに即した学習内容の充実と、それに対応できる指導者の確保、施設整備が求められます。

基本方針

すべての市民が、生涯を通じて主体的な学習活動に取り組めるよう、学習機会や発表の場の充実を図るとともに、活動の拠点となる公民館や博物館・図書館などの生涯学習施設の整備や機能強化を推進します。また、その成果を地域や社会で活かせる仕組みづくりに取り組むとともに、指導者の確保や育成、主体的に活動する市民団体や公民館サークルなどの育成と活動支援を推進します。

さらに、本市の貴重な知的資源である大学等の高等教育機関との交流と連携を進め、学習内容の充実を図ります。

施策の概要

● 生涯学習機会の充実

市民一人ひとりが生涯を通じて学ぶ喜びを感じられる学習機会の充実と、市内における各施設の相互連携を図ります。また、地域の4つの高等学校や医療系の専門学校である北里大学保健衛生専門学院、大学院大学である国際大学などの高等教育機関と連携した学習機会や文化交流などの取組みを推進します。

● 生涯学習施設の整備

生涯学習で得られた成果を発表できる機会の提供への支援・協力を努めるとともに、学校施設の開放を含めた生涯学習のための施設の整備・拡充を推進します。

主要な事業

■ 生涯学習支援事業

いつでも、どこでも、誰でも学べる各種生涯学習の機会の提供と支援を行います。

■ 国際大学・北里大学保健衛生専門学院との連携事業（再掲）

地域の大学等が持っている高度で専門的なノウハウを活用した公開セミナー、図書館相互利用等の連携事業を進め、生涯学習機会を拡充します。

■ 情報館（図書館・公民館）建設事業

生涯学習施設の拠点として、図書館機能を拡充し、情報機器を設置した施設を整備します。

■ さわらび市民会館大規模改修事業

施設・設備が老朽化しているため、舞台・音響・照明等の設備を更新・改修します。

■ 塩沢地区館大規模改修事業

地域の総合学習、文化事業、発表の場である施設を改修して機能向上を図り、市民のさらなる利用促進を図ります。

② 生涯学習の充実

生涯学習機会の充実

- 生涯学習支援事業
- 国際大学・北里大学保健衛生専門学院との連携事業（再掲）

生涯学習施設の整備

- 情報館（図書館・公民館）建設事業
- さわらび市民会館大規模改修事業
- 塩沢地区館大規模改修事業



（パッチワーク入門講座）



（クリスマスケーキ講座）



（パソコン教室）



（そば打ち体験教室）

公民館主催事業

3. 地域・家庭教育の充実

現状と課題

近年の都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの稀薄化などにより、子どもとの接し方や教育の仕方が分からない、しつけの仕方に自信が持てない、過保護や過干渉、無責任な放置など、地域や家庭における教育力の低下が大きな問題となっています。地域教育や家庭教育のあり方を見直し、地域や家庭での教育力の向上が求められています。

南魚沼市では、家庭教育に関する学級・講座の開催、地域活動への子どもの参加を促す事業などを行っています。また、平成17年の児童福祉法の改正により、これまで県の児童相談所が設けていた児童相談窓口を本市で設置し、対応できるようになりました。これによって、さらにきめ細かな対応が可能となり、今後の活用が求められます。

基本方針

保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本認識のもと、家庭・学校・地域社会の連携により、家庭教育の支援や地域における青少年の健全育成活動を促進し、地域や家庭の教育力の向上を図ります。

子どもと保護者が地域の中で触れあい・学べる機会を拡充するとともに、子育てに関する相談体制の整備充実を推進します。

施策の概要

● 家庭の教育力向上の推進

家庭教育に関する学習機会の提供に努め、家庭での教育力の向上や親子で学ぶ環境づくりを推進します。

● 青少年の健全育成の推進

青少年の社会参加や学習、交流機会の提供や、地域ぐるみで健全育成の取組みができる体制を強化します。

● 地域に密着した教育の推進

地域と学校の連携による、ふるさとへの愛着と誇りをはぐくめる地域ぐるみの教育を推進します。

主要な事業

■ 家庭教育支援事業

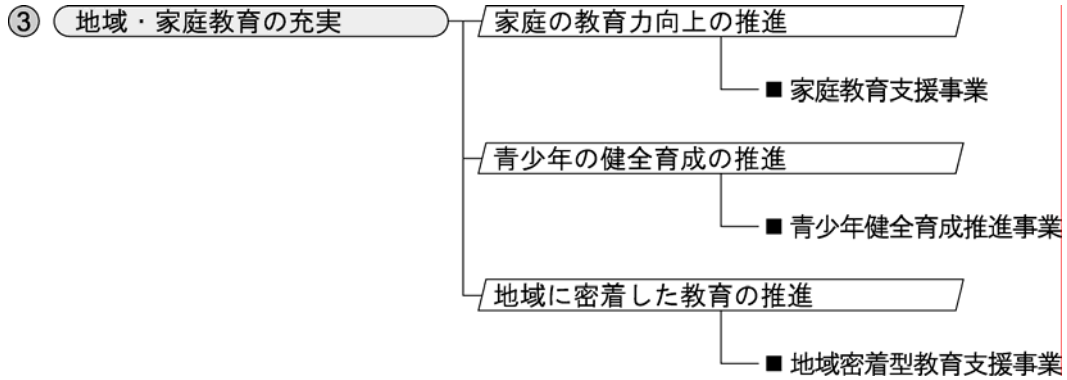
親子の社会活動参加推進と家庭教育力向上をめざし、学びの場や出会いの場の提供と活用、利用しやすい相談体制の確保を推進します。

■ 青少年健全育成推進事業

青少年育成南魚沼市民会議を中心とした取り組みや青少年育成指導員の活動を推進します。

■ 地域密着型教育支援事業

地域内の団体や高齢者等の人材を活用し、ふるさとへの愛着をはぐくむ教育を推進します。



南魚沼市青少年育成センターの主な事業内容

街頭巡回	青少年育成指導員を中心に街頭巡回し、青少年と接しながら非行の未然防止に努めるとともに、青少年を取り巻く社会環境の情勢把握に努める。
教育相談	電話・面接・訪問等で青少年の健全な成長を支援する。
地域の健全育成活動の支援	青少年育成南魚沼市民会議の事務局を担当し、地域との中継基地の役割をしていくとともにお互いが連携し合い青少年の健全育成を支援する。
環境浄化活動	青少年の健全育成を妨げるような環境の改善に努め、その関係業界に対して自主規制の要請を行う。
広報啓発活動	非行防止や健全育成に関する広報啓発、地域のより深い理解と協力を得るためにセンターの活動内容をアピールする。
関係機関、団体との連携	非行防止や健全育成は多くのボランティアや関係機関・団体との連携が必須と考え、その中心的役割を果たしていくよう努める。
不登校支援	教育支援教室「ふれあいほっとルーム」「わかばルーム」「きらら」で不登校児童生徒を支援する。
心豊かな子育て教室	青少年の健全育成の根本は胎児期から乳幼児期の育ちにあると考え、青少年育成南魚沼市民会議とともに教室活動を企画・運営する。

4. 地域文化の振興

現状と課題

南魚沼市には、「坂戸城跡」、「小千谷縮布・越後上布の伝統技術」および「奉納越後上布織」24点など3つの国指定文化財をはじめとして、史跡、工芸、芸能、天然記念物など、さまざまな文化財や貴重な郷土資料があり、その保存・活用に努めています。

しかし、これら先人から受け継いだ貴重な財産の中には、早急な保護や保全が必要なもの、後世に引き継ぐための後継者が不足しているものが少なくありません。

基本方針

市民共通の財産として、地域に残る伝統文化や史跡・文化財の計画的な保存・活用を推進します。そして、後世に継承するために、担い手となる人材育成を図るとともに、編さんや映像化による記録保存を推進します。

市民主体の文化活動の支援や、拠点となる文化施設の整備、充実、活用を推進し、個性豊かな地域文化の振興を図ります。

施策の概要

● 地域文化の計画的振興

文化振興計画を策定し、地域文化の計画的振興を推進します。

● 地域文化・伝統の継承と推進

地域の文化や伝統を継承・発展させる活動を支援するとともに、そのための人材育成や情報交換、発表の場の提供を推進します。

● 文化財の保護と活用

地域で大切に受け継がれてきた文化財の価値を再認識し、その適切な保護と地域文化の振興のための活用を図ります。

主要な事業

■ 文化振興計画策定事業

地域の文化活動の充実と活動への参加促進、伝統文化の保護、継承と活用を計画的に推進するために文化振興計画を策定し、豊かな文化をはぐくむまちづくりを推進します。

■ 文化振興事業

各地域および各団体における文化活動への支援と南魚沼市民会館等を活用した市民の文化活動を推進します。

■ 郷土史編さん事業

地域の歴史を記録として後世に残すため、郷土史編さん事業を推進します。

■ 国指定文化財越後上布織技術継承・織伝承者養成事業

江戸時代の後半には、魚沼地域で約10万反の生産高があったといわれている縮（ちぢみ）や上布（じょうふ）と呼ばれる越後特産の麻織物の技術の保存と継承者の育成を推進します。

■ 浦佐毘沙門堂裸押合祭習俗記録保存事業

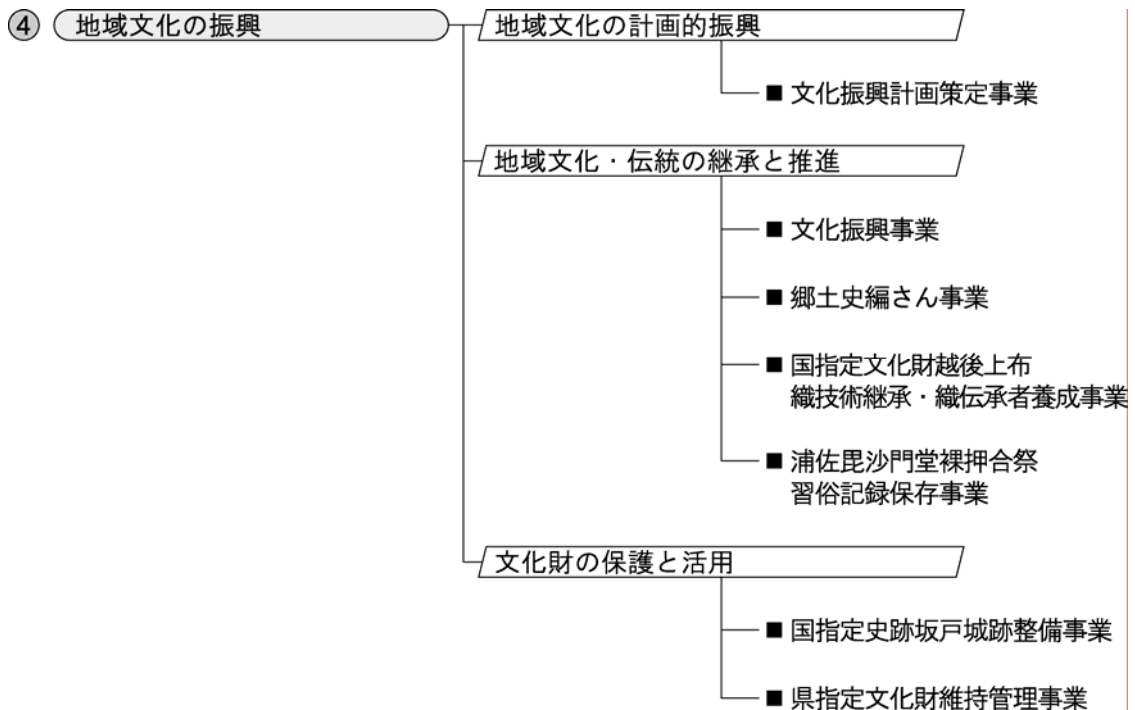
典型的な裸押合いの習俗を残す県内でも数少ない祭りであり、その記録保存を進め、国指定重要無形文化財の指定を目指します。

■ 国指定史跡坂戸城跡整備事業

坂戸城跡の内堀跡整備完了（17年度）を経て、今後は石垣の修復事業に取り組みます。

■ 県指定文化財維持管理事業

県指定文化財として14点が指定されています（4史跡・1書蹟・3彫刻・4天然記念物・1無形民俗・1建造物）。これらの文化財の保存と管理を推進します。



浦佐毘沙門堂裸押合祭

日本三大奇祭の一つ。約1200年の歴史を持つ。われ先に毘沙門さまに拝もうと集まり押し合い始めたのがきっかけで始まったとされる。重さ約30kgの大ローソクを使うことから「大ローソク祭り」とも言われる。毎年3月3日に開催。南魚沼市指定文化財

5. 生涯スポーツの推進

現状と課題

近年は、余暇時間の増大や健康志向の高まりにより、スポーツを楽しむ市民が増加しています。スポーツは、健康の維持や増進だけでなく、家族との触れあいや仲間との交流の中で生活を豊かにしてくれます。南魚沼市においても、イベントの開催やスポーツ施設の整備充実により市民の健康増進と交流推進を図っています。

しかし、気軽に参加できるスポーツから競技スポーツまで、市民の多様なニーズに対応できるスポーツクラブや、適切に指導できる人材は未だ少なく、学校や地域、さらに企業との連携を視野に入れた、いつでも、どこでも、さまざまなスポーツが楽しめる環境の充実が求められています。

基本方針

生涯にわたってだれもがスポーツに親しみ、健康で豊かな生活がおくれるように、地域のスポーツクラブや、主体的に活動する市民団体の育成・支援に努めるとともに、拠点となる施設の整備を推進します。

地域の豊かな自然環境や地域特性を活かして、スキーをはじめとするさまざまなスポーツを通じた健康づくりや交流の拡大を図ります。

競技スポーツの振興を目指して、指導者の確保・育成に取り組み、大会の誘致や公認施設の充実を図ります。

施策の概要

● 生涯を通じて楽しむスポーツの推進

技能向上や健康づくり、さまざまな人々との交流などにより、生涯を通じて楽しめるスポーツの振興を図ります。

● 生涯スポーツ施設の整備推進

生涯スポーツの中心となる団体の育成や拠点となる施設の整備を推進します。

主要な事業

■ 地域スポーツクラブ支援事業

だれもがスポーツに親しみ、交流を図れるよう、地域のスポーツクラブの設立と運営の支援を行います。

■ スキー普及事業

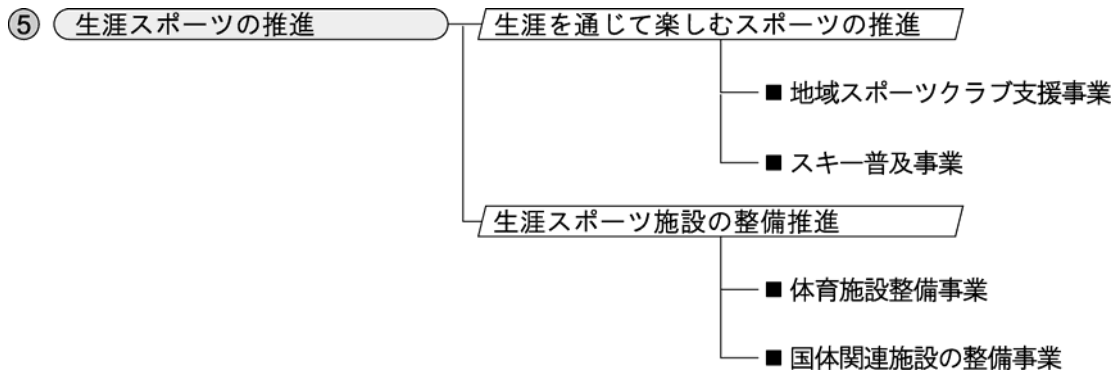
市民に身近で、限られた冬期の屋外スポーツであるスキーを、生涯スポーツとしてより楽しめるようリフト券の割引等を行い、市内スキー人口の拡大を推進します。

■ 体育施設整備事業

市民が集い、さまざまなスポーツを通して交流と健康づくりを図る拠点施設として、体育施設の整備を推進します。

■ 国体関連施設の整備事業

第64回国民体育大会の開催（平成21年）に向けて、大原運動公園テニスコートと自転車ロードレースのコースを整備します。



第3回南魚沼市サイクルロードレース



第1回南魚沼市縦断駅伝大会



第1回八海山麓市民スキー大会



少年野球大会

6. 野外・環境教育の推進

現状と課題

豊かな自然環境に恵まれた南魚沼市では、小学校等での緑の保全活動、自然保護団体への支援が行われています。また、旅行事業者らによるグリーンツーリズム活動などが展開されています。しかし、産業構造等の変化の結果、山林をはじめとする地域の生態系の健全性維持は重要な課題となっています。これまでの取組みを有機的に連携させながら、さらに発展させ、市民全体の環境に対する理解と行動を深め、持続可能な地域社会を構築することが求められます。

基本方針

持続可能な地域社会の担い手を育成するために、子どもから高齢者まで幅広い市民に、野外で直接自然や伝統に触れる体験を提供するとともに、地域や地球環境との望ましい関係について学び、行動への意識を高める機会を充実させます。また、これまで環境教育に取り組んできた、学校教育、社会教育や活動団体、事業者等との連携を支援します。

文部科学省など国の各機関が展開する2015年までの「持続可能な開発のための教育の10年」^{*}の諸施策を積極的に導入し、推進します。

施策の概要

● 野外・環境教育の推進

学校教育、社会教育、育成会、既存の各種団体、事業者等が取り組む活動を支援し、市民による新たな活動や事業を推進します。

● 連携活動の支援・促進

地域と各種団体、学校が一体となって取り組む事業を推進するとともに、持続可能な社会を築く市民の育成、子どもたちの野外・環境学習を様々な分野で支援する人材の育成や地域の住民によるネットワークづくりを促進します。

主要な事業

■ 野外・環境教育事業

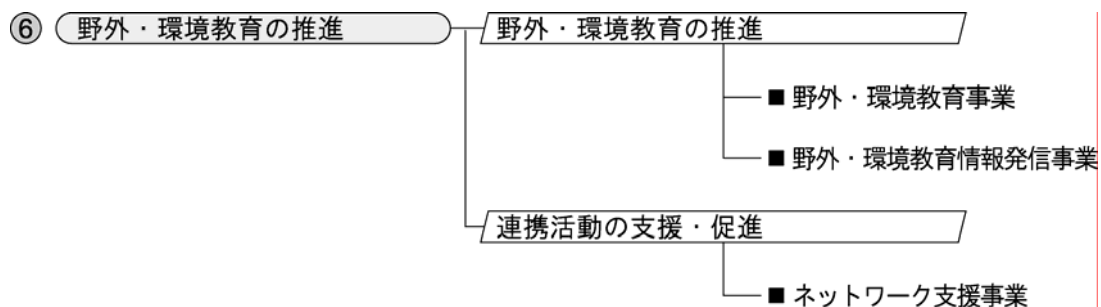
既存の教育施設などを活用し、広く市民を対象とした野外・環境教育の機会提供を行うとともに、指導者の養成を図ります。

■ 野外・環境教育情報発信事業

市内各所で展開される野外・環境教育に関する情報を、関係諸団体が共有するとともに、市内外に発信する機能を整備します。

■ ネットワーク支援事業

野外・環境教育に関連する諸団体を結ぶ連絡調整機能を支援します。また、指導者の派遣システムづくりを推進します。



水生生物観察会

※ 「国連持続可能な開発のための教育の10年」

持続可能な開発に向けて、教育の担う役割の重要性が、1992年のリオ・サミットにおいて確認されており、その後の国連持続可能な開発委員会(UNCSD)においてユネスコが中心となって教育のあり方についての検討が続けられてきた。しかし、実際には具体的取組みは十分とは言えず、その現状と課題については、リオから5年後の1997年のテサロニキ宣言において確認されている。このような背景の下、日本政府は、2002年開催のヨハネスブルク・サミットの実施交渉計画で、日本国内のNGO(ヨハネスブルク・サミット提言フォーラム、2003年3月解散)の提言を受け、今後の実施計画文書に「2005年から始まる『持続可能な開発のための教育の10年』の採択の検討を国連総会に勧告する」旨の記述を盛り込むことを提案した。この提案は、各国政府や国際機関の賛同を得て、その後の12月に開催された第57回国連総会において、「持続可能な開発のための教育の10年」に関する決議案を日本より提出。先進国と途上国の双方を含む46ヶ国が共同提案国となり、満場一致で採択された。これにより、今後の環境教育は、この大きな枠組みにおける連携的実践が期待されている。

7. 共感と共生のまちづくり

現状と課題

南魚沼市では、市民一人ひとりが人権を尊重した考え・行動をとることができる社会の実現を目指し、各種人権教育・啓発事業を積極的に推進しています。特に学校教育において、人権問題や同和問題に関する正しい理解と知識を深める教育を推進しています。平成17年には、公募による市民委員を含めた「男女共同参画準備会」を組織し、市民向けの研修やセミナー、シンポジウムなど、男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識啓発に取り組んでいます。

しかし、さまざまな人権問題や偏見、差別意識などは未だ十分に解消・解決されておらず、意識啓発の一層の推進や、人権に関する相談体制のさらなる強化が求められています。また、高度情報化の進展に伴うインターネットを介した人権やプライバシーの侵害など、新たな人権問題への対応が求められます。

基本方針

お互いの人権を尊重し、支えあいながら、共に生活する社会の実現を目指し、人権尊重のまちづくりを推進するために、教育や意識啓発の充実を図る「こころのバリアフリー」の推進、人権問題に関するさまざまな相談への迅速かつ的確な対応を、関係機関相互の連携を強化しながら計画的に推進します。

施策の概要

● 人権尊重のまちづくりの推進

人権施策基本方針を策定し、互いに基本的人権を尊重し合い、誰もが公平な市民生活がおくれる人権尊重のまちづくりを推進します。

● 男女共同のまちづくりの推進

男女共同参画プランに基づき、社会のあらゆる場面において、男女が互いの人格や生き方を尊重し合い、共に輝く豊かな男女共同参画のまちづくりを推進します。

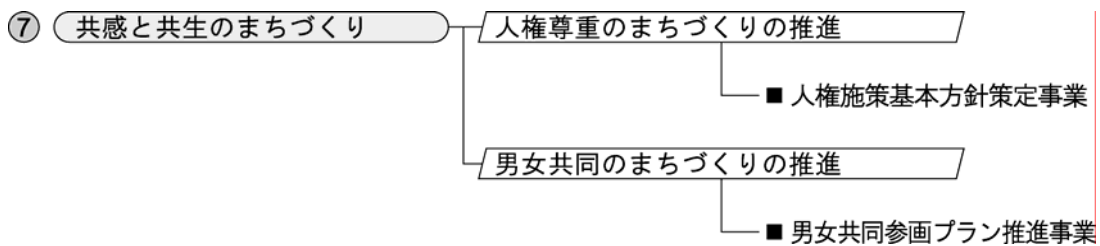
主要な事業

■ 人権施策基本方針策定事業

人権擁護委員による人権相談業務のさらなる充実と関係機関との連携を密にしながら、人権啓発ネットワークの整備拡充を図り、お互いの人権を尊重し、思いやりあえる社会の実現に向け、人権施策基本方針を策定し、人権思想の普及啓発活動を推進します。

■ 男女共同参画プラン推進事業

社会のあらゆる場面において、男女が互いの人格や生き方を尊重しあい、共に輝く豊かな地域社会を創造するために、男女共同参画プランを推進します。



男女共同参画シンポジウム



男女共同参画推進職員研修会




一日人権擁護委員

第3章

環境共生

豊かな自然とともに生き、
100年後の子どもたちに引き継いでいくまち

- 
1. 自然環境の保全と活用
 2. 循環型社会の創造
 3. 新エネルギーへの転換
 4. 生活環境の向上

1. 自然環境の保全と活用

現状と課題

山岳、丘陵、清流、湧水など、四季折々の色彩にあふれ、恵みを与えてくれる豊かな自然環境は、南魚沼市の最大の財産であり市民の誇りです。今日に至るまで大切に維持・形成されてきたこれらの豊かな自然環境を適正に保全・活用し、次代に引き継ぐことは市民の責務といえます。

基本方針

地域の豊かな自然環境を次代に引き継ぐとともに、学習・レクリエーションや、やすらぎと潤いのある生活のための活用を計画的に推進します。また、市民主体の保全・活用の取組みを支援します。

新潟県が中心となって推進する『にいがた「緑」の百年物語』[※]と連携し、市民主体による緑豊かなふるさとづくりへの取組みを支援します。

施策の概要

● 自然環境の保全と活用

豊かな自然環境を次代の子どもたちに引き継ぐために、自然環境の保全を図ります。また、その意識を高め、地域ぐるみで取り組むために、身近な自然に触れられる場や機会を積極的に設けます。

主要な事業

■ 身近な生き物と共生できる環境の保全と創造

失われた環境の回復と生態系を考慮した環境配慮対策を推進します。

■ 身近な水辺環境づくり推進事業

自然な形態を残す河川の保全や再生や水辺クリーン運動などを検討します。

■ 湧水継承保全事業

湧水池の実態把握と有効な保全対策を研究します。

■ 森林環境保全育成事業

『にいがた「緑」の百年物語一木を植える県民運動』と連携した、緑の育植・保護活動の事業を推進します。

① 自然環境の保全と活用

自然環境の保全と活用

- 身近な生き物と共生できる環境の保全と創造
- 身近な水辺環境づくり推進事業
- 湧水継承保全事業
- 森林環境保全育成事業



(苗木の配布)



(植樹)

にいがた「緑」の百年物語 イベント (市の木 コブシ)



魚野川の清掃

※ 『にいがた「緑」の百年物語』



21世紀の百年をかけて、県民の手で、木を植え、緑を守り育て、22世紀の県民に「緑の遺産」を残そうという運動。各地域の取組みは、県民、ボランティアグループ、企業などからなる地域実践団体を中心となり、企画・立案の段階から、ワークショップなどを行いながら進めるものと位置付けられている。(『にいがた「緑」の百年物語』基本方針より抜粋)

2. 循環型社会の創造

現状と課題

南魚沼市では、ごみの減量化と再資源化を推進しており、平成16年度はごみの総処理量を減少させることができました（平成15年度比99.3%）。しかし、市民一人当たりでは、わずかながら依然増加傾向にあります。

環境問題への対応は、21世紀社会の最重要課題のひとつです。自然資源の利用効率を高め、廃棄物の資源化や再利用など、環境への負荷をできるだけ少なくする循環型社会を創造するための取組みが求められます。

基本方針

「最適生産・最適消費・最小廃棄」を目指して市民、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を自覚し、一体となってごみの減量化と再資源化を図り、環境負荷の少ない循環型社会の構築を推進します。

市として環境マネジメントシステムの導入と活用を推進するとともに、社会経済活動の主体である事業者に対して、国際規格である環境ISO^{※1}や環境省が推進するエコアクション21^{※2}の認証取得を推奨し、環境経営を促します。

関係機関との連携や市民との協働により、ごみ不法投棄の撲滅を推進します。

施策の概要

● 循環型社会のための体制の確立

環境の保全活用と循環型社会の創造のために環境基本計画に則って効果的な環境施策に取り組みます。また、事業者による環境ISOやエコアクション21の取得を推奨します。

● ごみ減量化とリサイクルの推進

廃棄物の適切な処理とごみの減量化およびリサイクルを推進します。

主要な事業

■ 環境基本計画推進事業

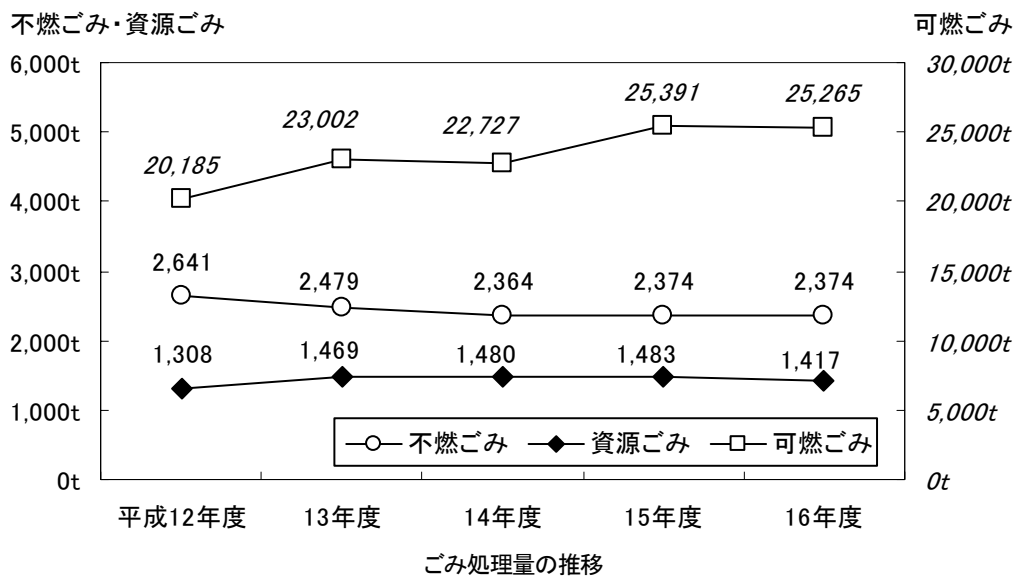
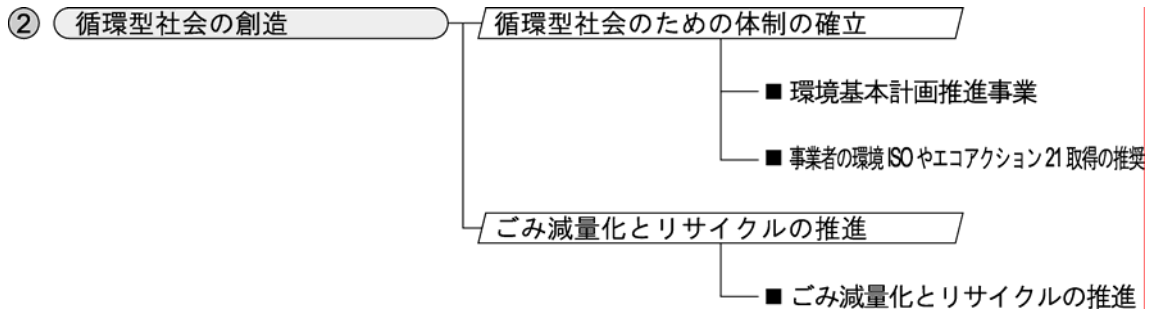
「南魚沼市環境基本計画」に基づき、市民・事業者・行政の協働による持続可能な循環型社会の実現を目指して、環境保全施策を推進します。

■ 事業者の環境ISOやエコアクション21取得の推奨

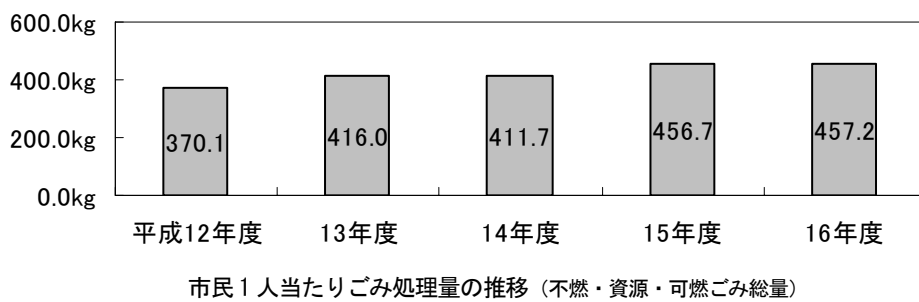
ISOやエコアクション21の取得を推奨し、環境保全意識の向上に努めます。

■ ごみ減量化とリサイクルの推進

資源ごみの分別回収を徹底し、リサイクル化を推進することで、ごみの減量化を図ります。



【資料：環境課】



【資料：環境課】

※1 環境 ISO【ISO14001 International Organization for Standardization14001】
環境マネジメントシステム(環境を管理・改善する仕組み)の国際規格(ISO14001 規格)。

※2 エコアクション 21
広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度。ISO14001 規格をベースとしている。

3. 省エネルギーの推進と新エネルギーへの転換

現状と課題

快適な生活を支えるためには、安定したエネルギーの供給が欠かせません。また、持続可能な循環型社会を構築するためには、市民、事業者、行政が一体となって省エネルギーに取り組むことが必要です。

今後、これまで以上に省エネルギーを強く推進するとともに、地球温暖化などのさまざまな地球環境問題の原因となる化石燃料エネルギーから、環境負荷の少ない新エネルギーへ転換することが求められます。

基本方針

廃棄物の再資源化を中心とした省エネルギーへの取組みを強力に推進します。

地下熱・雪氷冷熱・太陽光・バイオマス資源など、クリーンな新エネルギーの有効活用を推進するとともに、市民や事業者による理解と活用を促進します。

豊かな自然や風土などの地域特性を活かした省エネルギーの推進と新エネルギーの活用方策について、調査・研究を推進します。

施策の概要

● 省エネルギーの推進

廃棄物の資源化を目指した徹底した分別収集体制を推進します。また、市民参加により地球温暖化問題の検討を進め、省エネルギー社会の実現に努めます。

● 新エネルギーの活用

融雪などの分野を中心として、太陽エネルギーや地熱エネルギーなど新しいエネルギーの活用を検討します。

主要な事業

■ 省エネルギー事業

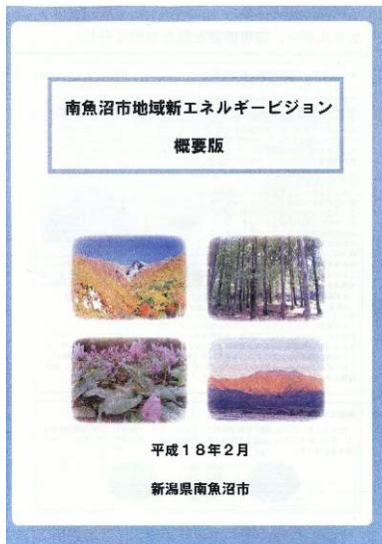
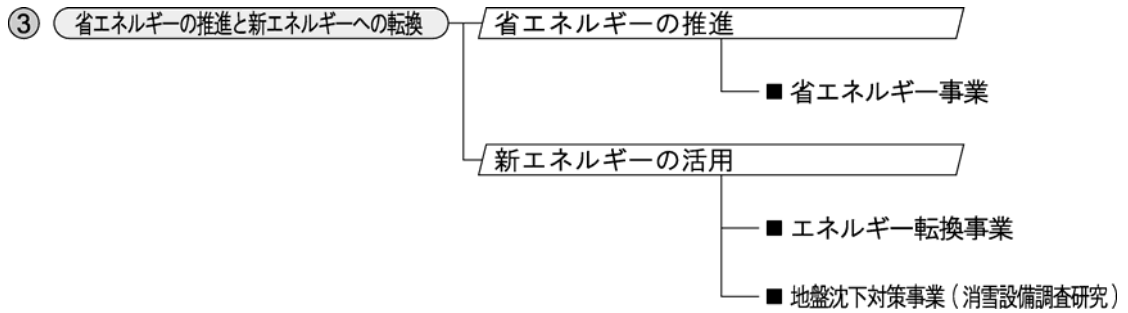
省エネルギー社会実現のため、広報活動を推進するとともに、事業所などへ積極的な取組みの要請を行います。

■ エネルギー転換事業

新エネルギーの調査研究を推進し、代替エネルギーの普及に努めます。

■ 地盤沈下対策事業（消雪設備調査研究）

地下水に依存しない消融雪方法を導入するための調査研究を推進します。



「南魚沼市地域新エネルギービジョン」（平成18年2月策定）は、本市で利用できる新エネルギーを調査し、その利用方法を考え、さらに新エネルギーに対する取組みを、行政だけでなく、市全体に広げていく仕組みを考えるもの。新エネルギー導入の基本方針として以下を示す。

新エネルギー導入の基本方針

- ① 雪対策・雪活用
融雪の熱源への導入、雪氷冷熱エネルギーの活用を検討し、導入を進めます。
- ② バイオマス資源の活用
地域の森林資源や廃食用油などのバイオマス資源からの導入を進めます。
- ③ 自然資源のエネルギー化
太陽・風力・小水力などの自然エネルギーからの導入を進めます。
- ④ 地球温暖化防止への貢献
導入によって化石燃料の使用量削減、廃棄物の削減と再資源化、省エネルギーに取り組み、地球温暖化防止に貢献します。
- ⑤ 新エネルギー導入による地域活性化への貢献
導入による融雪などの環境整備により、地域の活性化に貢献します。

【南魚沼市地域新エネルギービジョン概要版より一部抜粋】

南魚沼市地域新エネルギービジョン



太陽光パネルが設置された公営住宅（舞子団地）

4. 生活環境の向上

現状と課題

これまでの急速な社会経済活動の進展は、物質的な豊かさをもたらした一方で、大気汚染や河川汚濁、生活騒音などの公害の発生をもたらしました。

特に六日町地域の中心市街地では、冬季の消融雪を主な目的とした地下水の大量揚水による地盤沈下が大きな問題となっています。近年は揚水量の抑制によって沈下量は減少傾向にあるものの、依然として沈下が続いています。

基本方針

事業者への指導・監督体制の充実を図るとともに、市民に対する啓発普及や指導を行い、公害の発生防止を推進します。特に、ダイオキシン類の排出を抑制するために、焼却炉の運転の適正化に向けての監視や指導、不適切な焼却の禁止を徹底します。

環境の美化などに取り組む市民の主体的な活動を促進するとともに、ごみの不法投棄や空き缶などのポイ捨ての防止を推進します。

地盤沈下地区における進行状況の監視体制を強化するとともに、地下水に依存しない消融雪方策について、調査・研究を推進します。

施策の概要

● 安全な生活環境の向上

安全な市民生活がおくれるよう、公害への対策など、良好な生活環境を守り、維持するための対策を推進します。

● 地盤沈下対策の継続・強化

六日町地域中心部の地盤沈下区域における状況等の監視を継続し、国や新潟県と協議しながら効果的な地盤沈下防止のための対策を推進します。また、地盤沈下防止意識高揚のための市民、事業所への啓発活動を推進します。

主要な事業

■ 生活環境保全推進事業

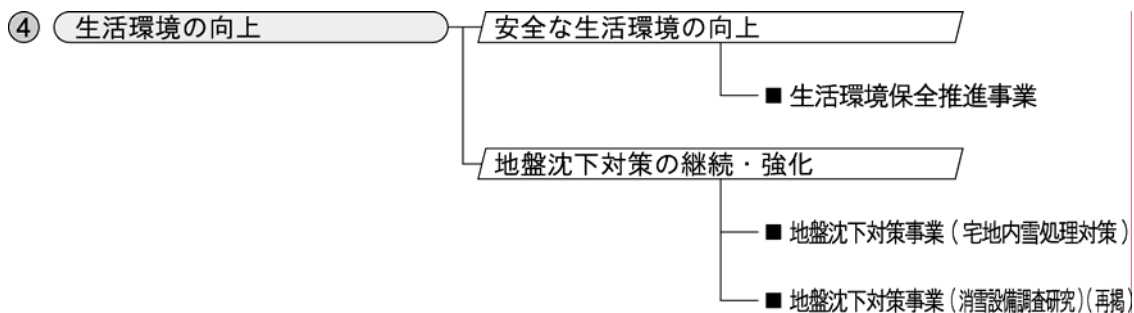
大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤沈下の典型7公害の防止対策について日常的な観測体制を充実させます。また、不適切な廃棄物処理の防止対策を進めます。

■ 地盤沈下対策事業（宅地内雪処理対策）

地下水利用による消雪のための井戸の新設が禁止されている地盤沈下地域を対象として、宅地内雪処理施設整備にかかわる費用の一部を補助し、冬期の生活空間確保を図ります。

■ 地盤沈下対策事業（消雪設備調査研究）（再掲）

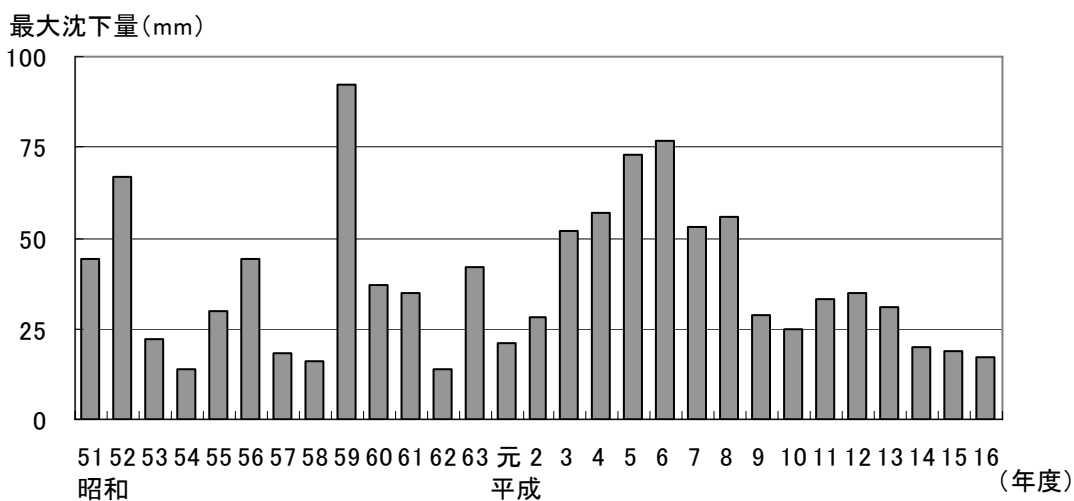
地下水に依存しない消融雪方法を導入するための調査研究を推進します。



屋根融雪システムが設置された一般住宅



アーケードの雪下ろし



地盤最大沈下量の推移（六日町地区）

